

## 国民健康保険料算定方式の変更に伴う緩和措置の検討状況について

### 1 算定方式変更の理由

国民健康保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額を賦課します。

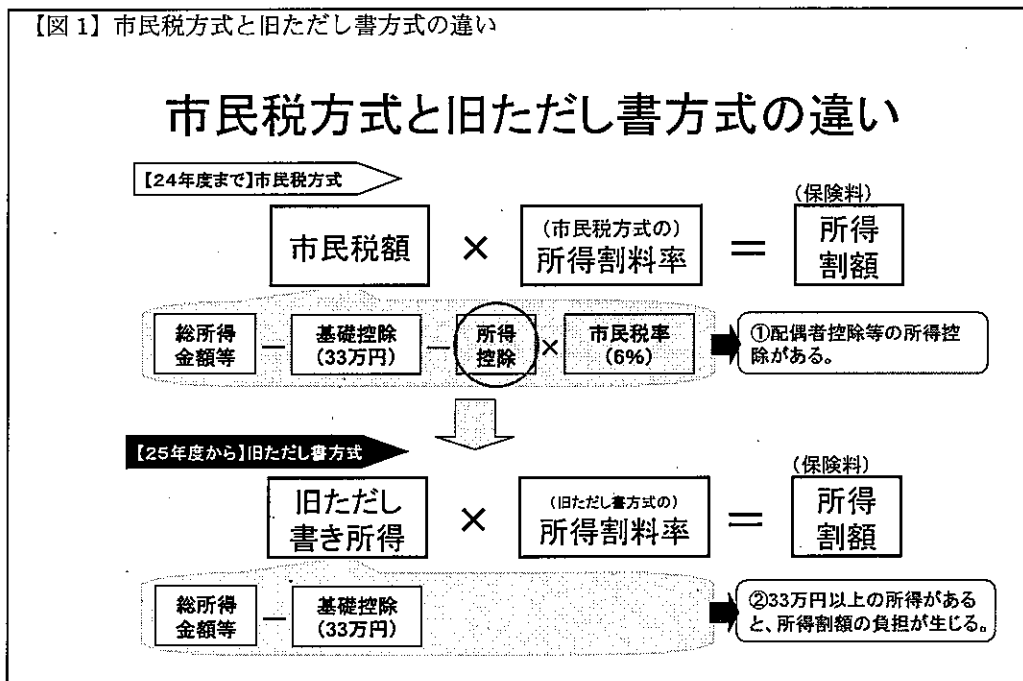
このうち「所得割額」について、本市では市民税額を元に算定する「市民税方式」を採用していますが、この方式では、税制改正のたびに保険料に影響がでることになります。そこで、そうした影響を回避できるよう、総所得金額等を元に算定する「旧ただし書方式」に一本化することが、政令改正により定められました。なお、「旧ただし書方式」は、現在、全国の市区町村国保の約 99% が採用している方式です。

本市においても、平成 25 年度からは算定方式を変更しますが、変更により保険料が大幅に増加する世帯が生じることから、緩和のための経過措置を講じる必要があります。現在、この経過措置に関しては、「国民健康保険運営協議会」で審議を行っています。

### 2 算定方式変更の影響

#### (1) 市民税方式と旧ただし書方式の違い

市民税方式は、市民税額の算出の過程で配偶者控除等の所得控除の適用がありますが、旧ただし書方式では所得控除が反映されません。

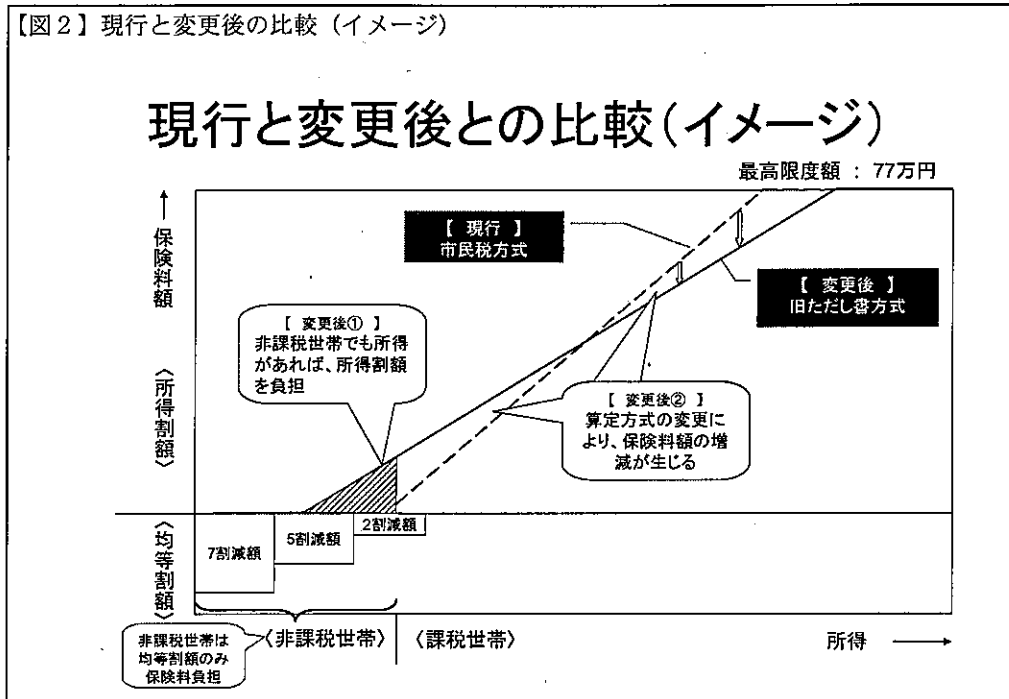


※ 旧ただし書き方式とは、旧地方税法において市町村民税の所得割額の課税方式として採用されていたもので、同法に「ただし書き」規定があったことに由来するものです。正式には、「総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 330,000 円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。）」です。なお、多くの場合は、収入から必要経費を引いた「所得」から、基礎控除の 330,000 円を引いた額となります。

(2) 保険料に与える影響

ア 旧ただし書方式に変更すると、収入が同じであれば、同じ保険料所得割額となります。

イ 旧ただし書方式に変更することにより、非課税世帯でも新たに所得割額の負担が生じる場合があります。



(3) 世帯構成別の影響

	国保加入世帯数	保険料額が増加（見込み）		
		世帯数	収入階層	増額金額（平均）
一人世帯	328,000 世帯	14,100 世帯	約 99 万～約 120 万円	1,720 円
二人世帯	158,000 世帯	76,000 世帯	約 99 万～約 330 万円	17,290 円
三人世帯	48,000 世帯	28,000 世帯	約 99 万～約 510 万円	35,020 円
四人世帯	23,000 世帯	15,000 世帯	約 99 万～約 660 万円	52,110 円

\* 市民税方式と旧ただし書方式の保険料額（試算）による比較により算出。（市民税方式の保険料額は、扶養控除及び社会保険料控除を収入の10%として試算）

(4) 全体的な傾向

	世帯数 (国保加入世帯に占める割合)	該当者
影響なし	219,000 世帯 (39%)	均等割額のみ世帯（最も所得が少ない世帯） 保険料限度額到達世帯
保険料額が減少	182,000 世帯 (32%)	高所得世帯 所得控除の少ない世帯
保険料額が増加	163,000 世帯 (29%)	所得のある非課税世帯 所得控除の大きい世帯
総数	564,000 世帯	

### 3 緩和措置の実施（案）

#### (1) 経過措置の実施

保険料額が大幅に増加する被保険者のために、急な保険料の増加を避け、数年程度の経過措置期間を設けます。

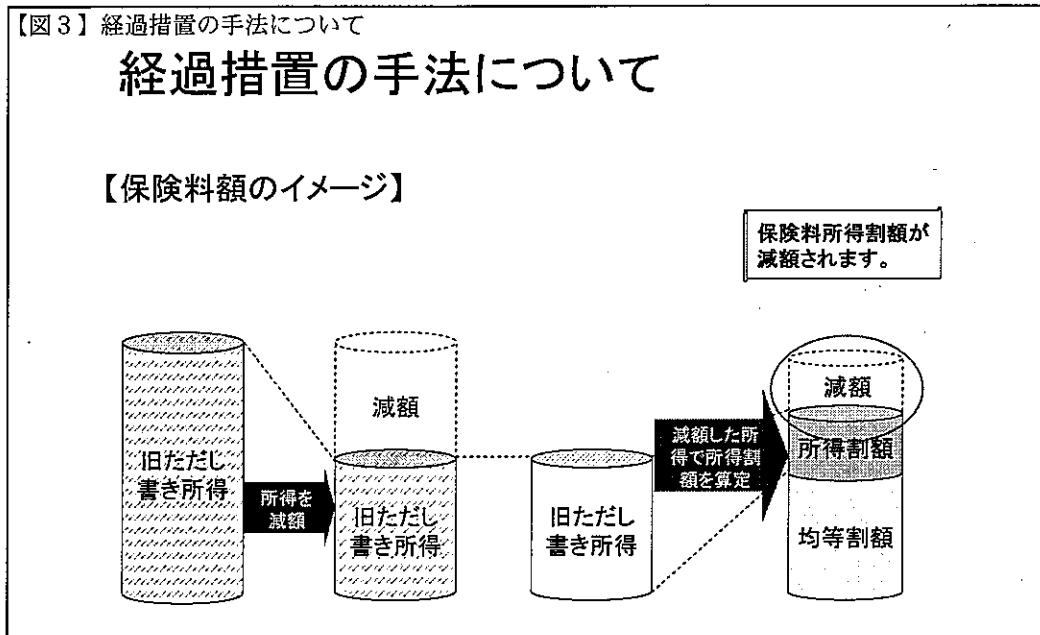
##### ア 手法

旧ただし書所得の一部を控除して所得割額を算定します。

##### イ 対象者

- (ア) 新たに所得割額の負担が生じる非課税の被保険者
- (イ) 変更によって、所得割額が大幅に増加する被保険者

【図3】経過措置の手法について



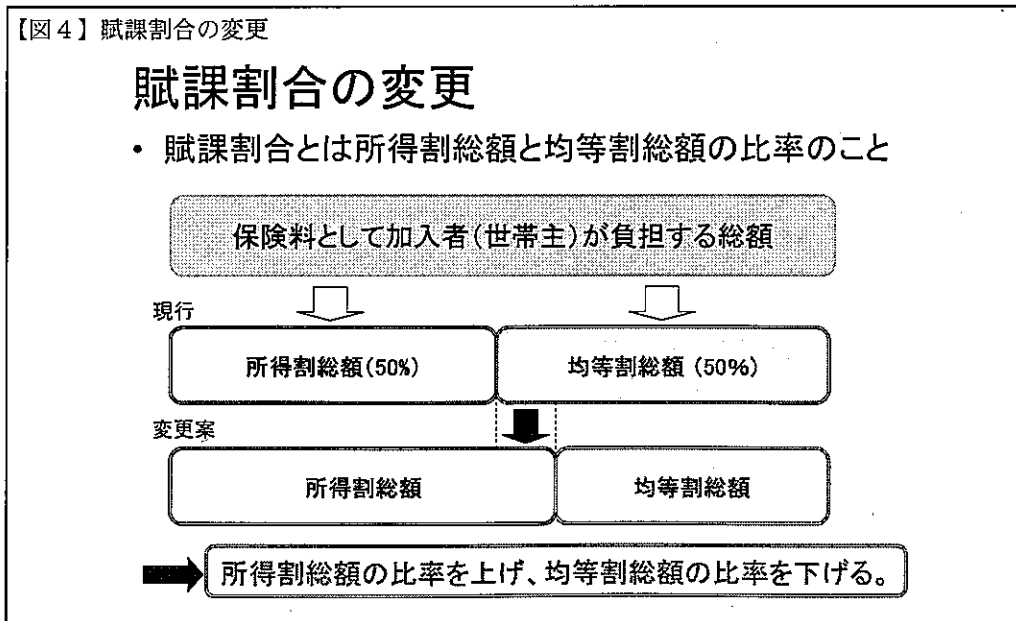
#### (2) 賦課割合の変更

低所得者の負担を軽減するために賦課割合を変更します。

##### ア 手法

保険料総額の中で、所得割総額の比率を上げ、均等割総額の比率を下げます。

【図4】賦課割合の変更



#### 4 他都市の状況

旧ただし書方式は、全国で約 99%の市区町村が採用している方式であり、最近、旧ただし書方式に変更した市区町村は、次のとおり緩和措置を実施しています。

	移行年度	措置の内容	賦課割合
川崎市	平成 24 年度	旧ただし書所得を減額し、保険料所得割額を算定。	所得割額：均等割額 =65：35
東京 23 区	平成 23 年度	旧ただし書所得を減額し、保険料所得割額を算定。	所得割額：均等割額 =60：40
札幌市・大阪市 北九州市・福岡市	平成 18 年度	住民税方式と旧ただし書方式での保険料を比較し、増加額が多い場合に減額。	変更

#### 5 今後の予定

緩和措置の詳細については、今後、国民健康保険運営協議会において、シミュレーション等にもとづいて審議いただく予定です。

##### (1) 経過措置

ア 措置期間を何年にするか

イ 所得割額をどの程度軽減するか

##### (2) 賦課割合（継続的に実施）

所得割総額と均等割総額の比率をどの程度にするか

本委員会にも適宜報告し、ご意見をうかがいながら、平成 25 年第 1 回市会において、緩和措置に関する条例改正案を上程する予定です。

# 国民健康保険料算定方式の 変更について

横浜市健康福祉局保険年金課

(平成24年7月24日 横浜市国民健康保険運営協議会資料抜粋)

### 議事 3 国民健康保険料算定方式の変更について

国民健康保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額を賦課します。

このうち「所得割額」について、本市では市民税額を元に算定する「市民税方式」を採用していましたが、総所得金額等を元に算定する「旧ただし書方式」に一本化することが政令改正により定められました。

このため、本市においても、平成 25 年度からは算定方式を変更しなければなりません。変更により低所得者層等で保険料負担が大幅に増加することから、激変緩和のための経過措置を講じる必要があります。

#### 1 算定方式変更の概要

政令改正を受け、平成 25 年度以降は、「市民税方式（市民税額に国保料の所得割料率を積算し算出）」から、「旧ただし書方式（総所得金額等から基礎控除を減じた額に所得割料率を積算し算出）」に変更する必要があります。

#### 2 旧ただし書方式について

旧ただし書方式は、旧地方税法において市町村民税の所得割額の課税方式として採用されていた、所得から基礎控除額を引いた「旧ただし書所得」を保険料の算定基礎とする方式で、同法に「ただし書き」規定があったことに由来するものです。

税制改正が国民健康保険料の算定に影響することを回避でき、全国の市区町村国保の約 99%が採用している方式です。

	旧ただし書方式	市民税方式
特 徴	・ 税制改正の影響を受けにくい。 ・ 同じ所得であれば、同じ保険料となる。	・ 所得控除があるため、世帯の状況に応じた保険料となる。
	・ 低所得者層において、新たに所得割が賦課される世帯がある。	・ 税制改正等の影響を受けやすく、保険料が安定しない。

#### 3 算定方式変更に伴う激変緩和措置について 別添資料参照

※詳細については、別添の資料をご覧ください。

「国民健康保険料算定方式の変更について」

(資料編)

# 国民健康保険料算定方式の 変更について

横浜市 健康福祉局 保険年金課



1

## 本日の議題のポイント

- ① 算定方式の変更に伴い、激変緩和措置を実施すること
- ② 激変緩和措置の手法

2



## 国民健康保険料の算定方法

保険料は、医療分・支援分・介護分ごとに算定します。

**所得割額**

加入者の市民税額に応じて算定

+

**均等割額**

加入者ごとに、人数に応じて算定

=

**国民健康保険料**

➡ 所得割額の算定方式が変更されます。

## 所得割額算定方式に関する政令改正

平成23年12月28日 国民健康保険法施行令改正

平成25年度から、国民健康保険料の所得割額の算定方式を「旧ただし書方式」に一本化することが決定されました。

改正の理由

- ◆ 全国の市区町村の約99%が採用している方式であること
- ◆ その他の方式では税制改正の影響を受けやすいこと

## 所得割額の算定方式の決め方

- 市町村は、政令で規定された複数の算定方式の中から、いずれかの算定方式を用いて算定(条例規定)
- 平成24年度までの算定方式は、大きく分けて、次の2つの方式に区分
  - ①市民税方式 横浜市
  - ②旧ただし書方式 約99%の市区町村

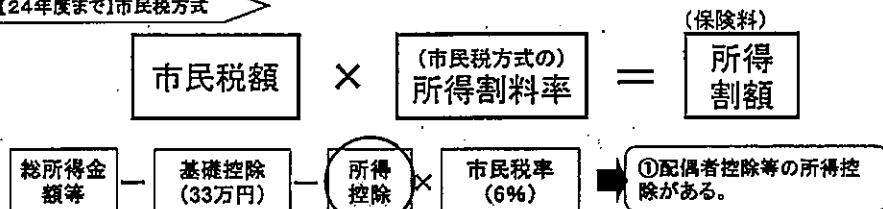


平成25年度からは、「旧ただし書方式」に一本化

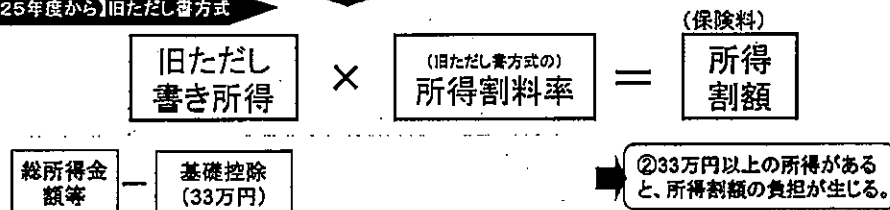
5

## 市民税方式と旧ただし書方式の違い

【24年度まで】市民税方式



【25年度から】旧ただし書方式



6

## 市民税方式と旧ただし書方式の違い

市民税額は算出の過程で所得控除の適用があります。

(主な所得控除)

- (1) 配偶者控除 … 33万円
- (2) 障害者控除 … 26万円
- (3) 医療費控除 … 支払済医療費-10万円(限度額200万円)
- (4) その他 … 扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除等

◎ 旧ただし書方式では、上記のような所得控除が反映されません。

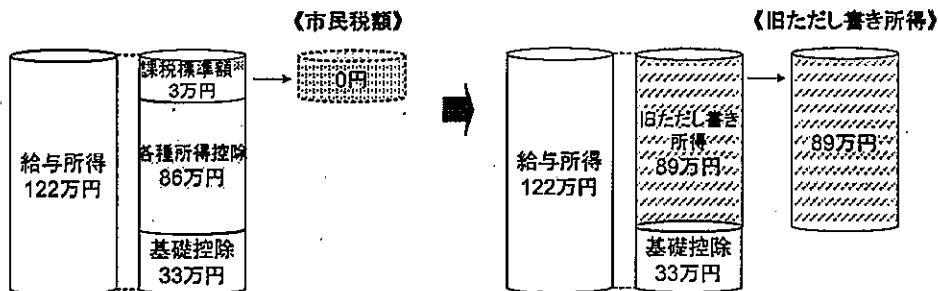
7

## 「市民税額と旧ただし書き所得の違い」の影響①

①市民税額は、一定の所得以下で非課税となります。

非課税の方で、同じ収入でも、方式の変更により、所得割額の負担が生じる場合があります。

【3人世帯で年収が給与収入200万円(給与所得122万円)の場合】



※課税標準額とは、市民税の算定の基となる所得金額のこと。(所得控除後の金額)  
ここでは、課税標準額が77万円以下の場合には、非課税。

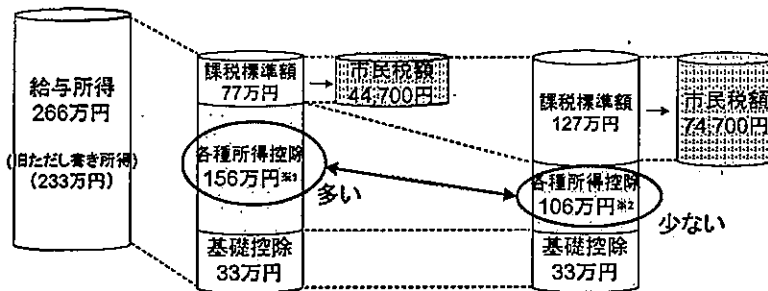
8

## 「市民税額と旧ただし書き所得の違い」の影響②

②市民税額は、同じ収入であっても、所得控除の額によって変わります。  
旧ただし書き所得は同じ収入であれば、同じ金額となります。

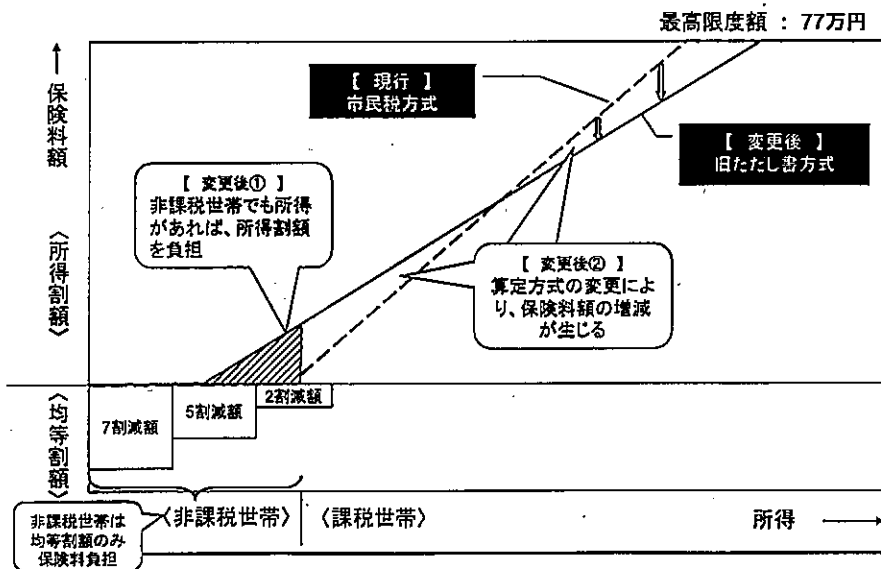
同じ市民税額でも、方式の変更により、所得割額の金額が変わる場合があります。

【3人世帯で年収が給与収入400万円(給与所得266万円)の場合】

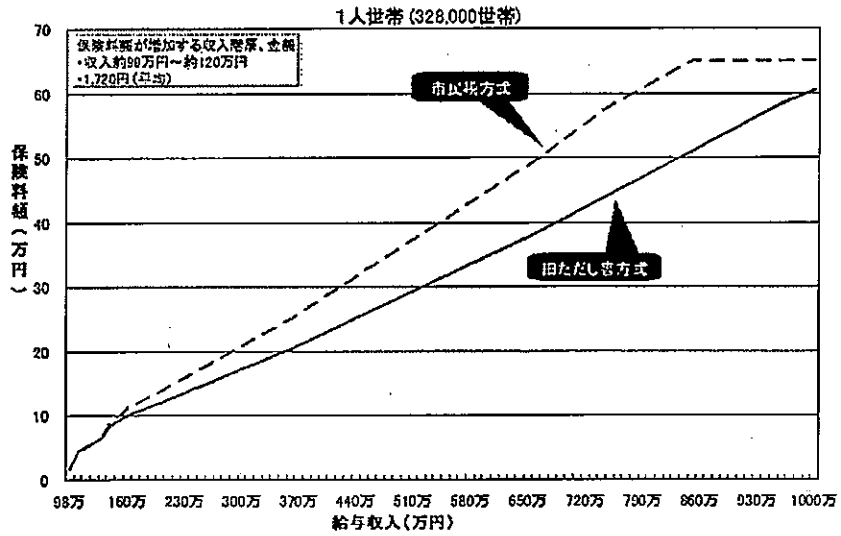


※1 配偶者控除:33万円、扶養控除:33万円、社会保険料控除40万円、医療費控除50万円。  
※2 配偶者控除:33万円、扶養控除:33万円、社会保険料控除40万円。

## 現行と変更後との比較(イメージ)

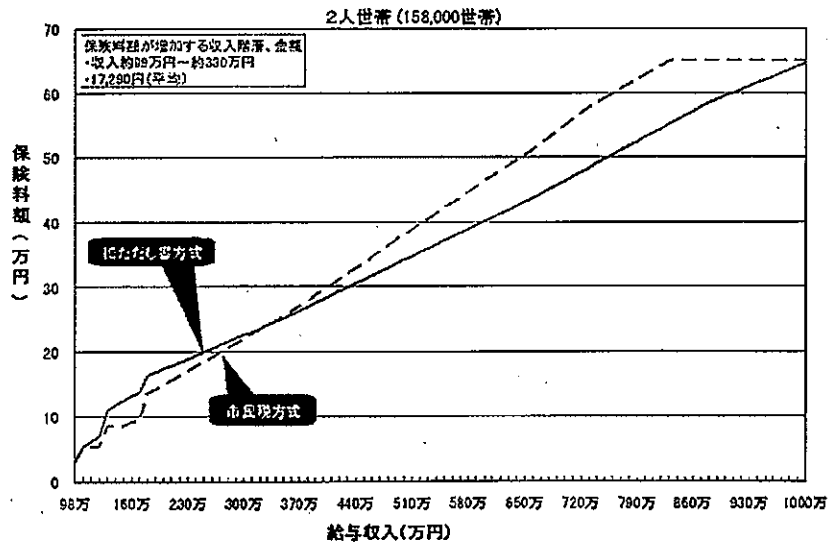


## 保険料額を比べると (1人世帯)



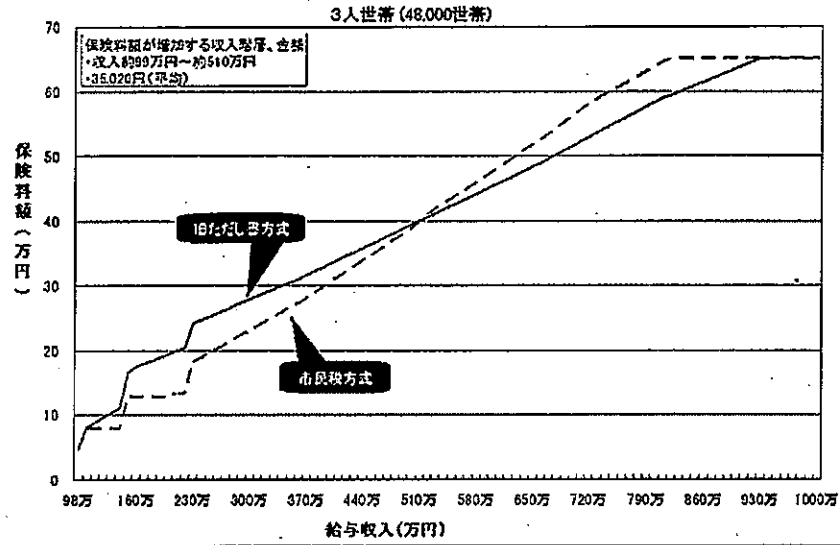
11

## 保険料額を比べると (2人世帯)



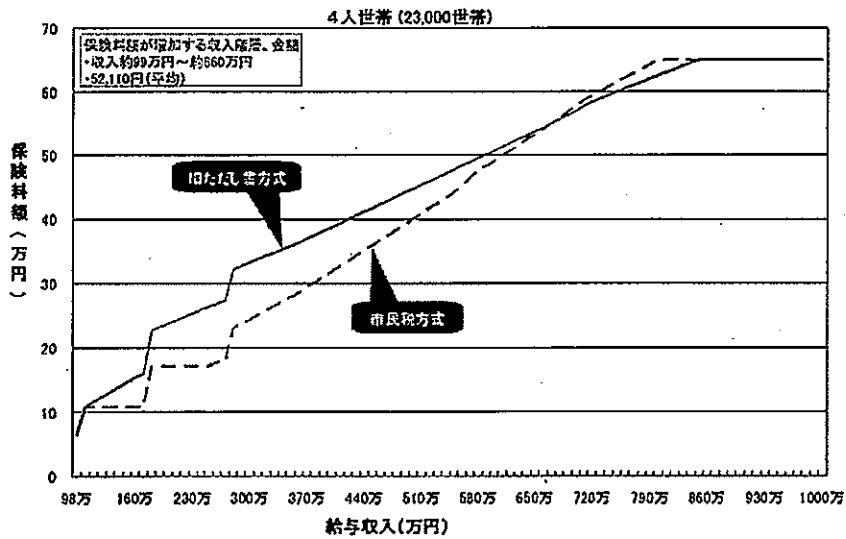
12

## 保険料額を比べると (3人世帯)



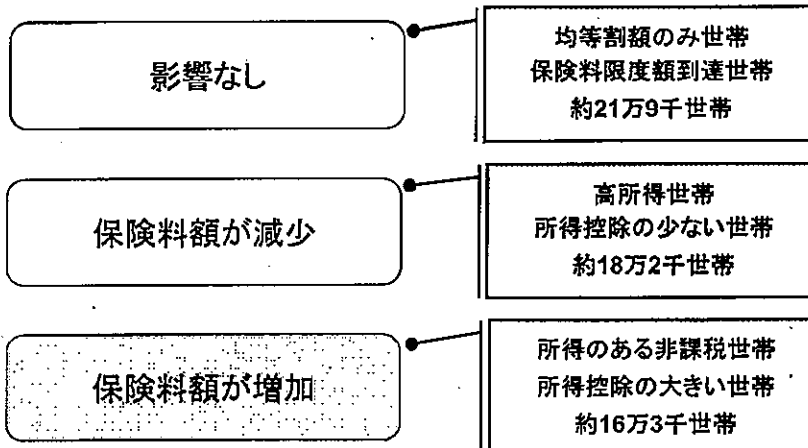
13

## 保険料額を比べると (4人世帯)



14

## 保険料の増減について



15

## 激変緩和措置の実施について

- I 保険料額が大幅に増加する被保険者のために、「経過措置」を実施します。
- II 低所得者の負担を軽減するために、「賦課割合を変更」します。

※詳細のシミュレーションについては、次回の国民健康保険運営協議会で、ご説明いたします。

16

# I 経過措置の実施について

《保険料額が大幅に増加する被保険者への対応》

急激な保険料額の増加を避け、数年程度の経過措置期間を経て、旧ただし書き方式に移行するために実施

## ○手法

旧ただし書き所得の一部を控除して所得割額を算定

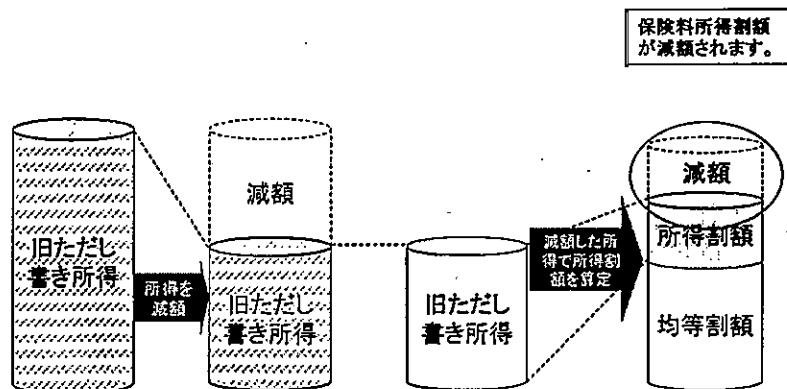
## ○対象者

- ① 新たに所得割額の負担が生じる非課税の被保険者
- ② 変更によって、所得割額が大幅に増加する被保険者

17

# 経過措置の手法について

【保険料額のイメージ】



18



## Ⅱ 賦課割合の変更について

低所得者の負担を軽減するために、賦課割合を変更します



### ○手法

保険料総額の中で、所得割総額の比率を上げ、均等割総額の比率を下げる

### ○効果

- ①新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯の、保険料の増加幅を抑える
- ②経過措置と同時に実施することで、激変緩和措置の効果が大きい
- ③経過措置終了後の低所得者の負担軽減となる

19

## 現在の賦課割合

保険料として加入者(世帯主)が負担する総額

総額の 50%

総額の 50%

所得割総額  
※所得に応じて負担

均等割総額  
※被保険者全員が負担。

÷

÷

一般被保険者の市民税総額

一般被保険者の人数

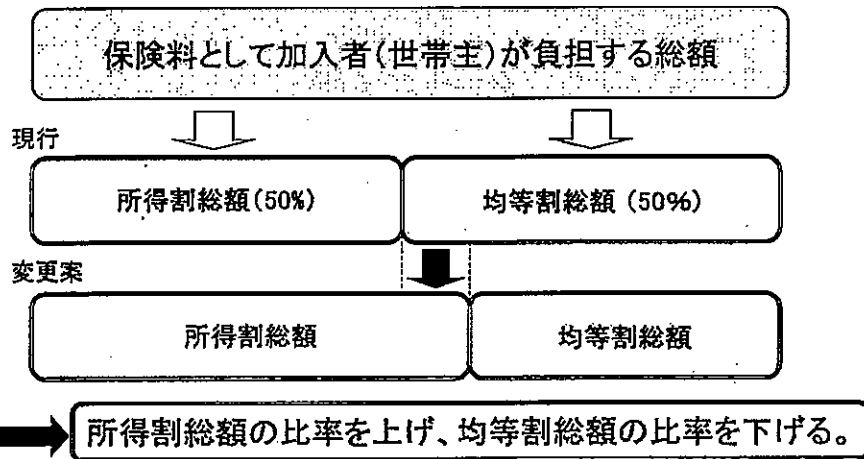
所得割料率

均等割料率

20

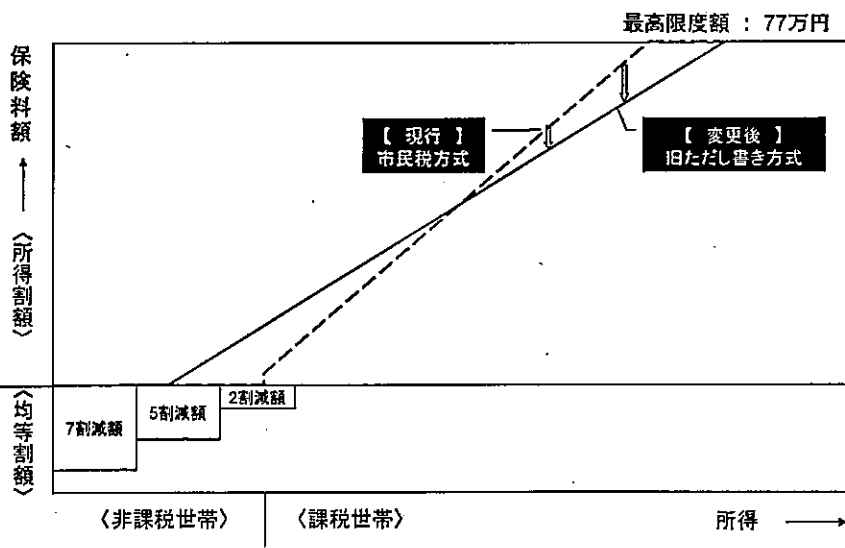
## 賦課割合の変更

- 賦課割合とは所得割総額と均等割総額の比率のこと



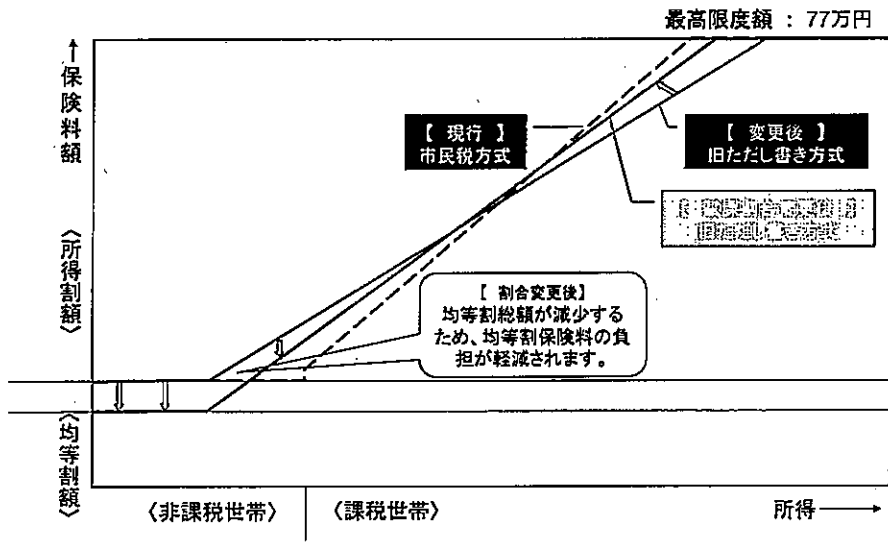
21

## 賦課割合の変更(現行イメージ)



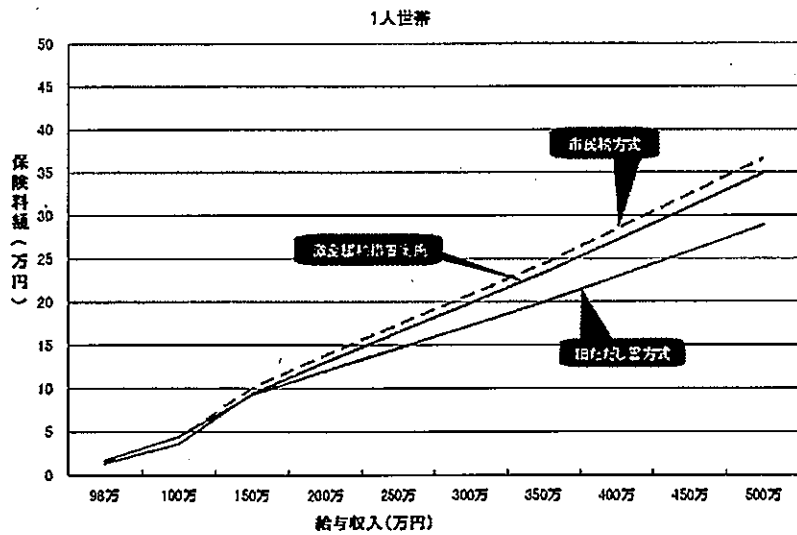
22

## 賦課割合の変更(変更後イメージ)



23

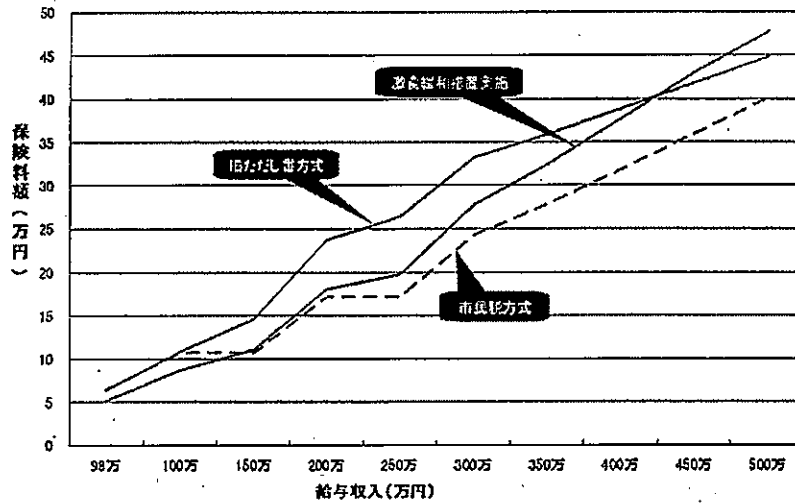
## 激変緩和措置の効果①



24

## 激変緩和措置の効果②

4人世帯



23

## 先行都市の状況(東京23区・川崎市)

	移行年度	経過措置	賦課割合
札幌市・大阪市 北九州市・福岡市	平成18年度	住民税方式と旧ただし書方式での保険料を比較し、増加額が多い場合に減額。	変更
東京23区	平成23年度	旧ただし書所得を減額し、保険料所得割額を算定。	所得割額:均等割額 =60:40
川崎市	平成24年度	旧ただし書所得を減額し、保険料所得割額を算定。	所得割額:均等割額 =65:35

26

## 今後の審議予定

- 激変緩和措置の詳細である、

### 【経過措置】

- ・ 措置期間を何年にするか
- ・ 所得割額をどの程度軽減するか

### 【賦課割合】

- ・ 所得割総額と均等割総額の比率をどの程度にするか

について、シミュレーション等をもとに、ご審議いただく予定です。

27

## 今後の審議予定

- 平成24年度

第1回目 本日

本市の激変緩和措置の手法について

### 《次回以降(予定)》

第2回目 9月 激変緩和措置の詳細について

第3回目 11月 審議とりまとめ

第4回目 2月 条例改正について

28

ご清聴ありがとうございました。

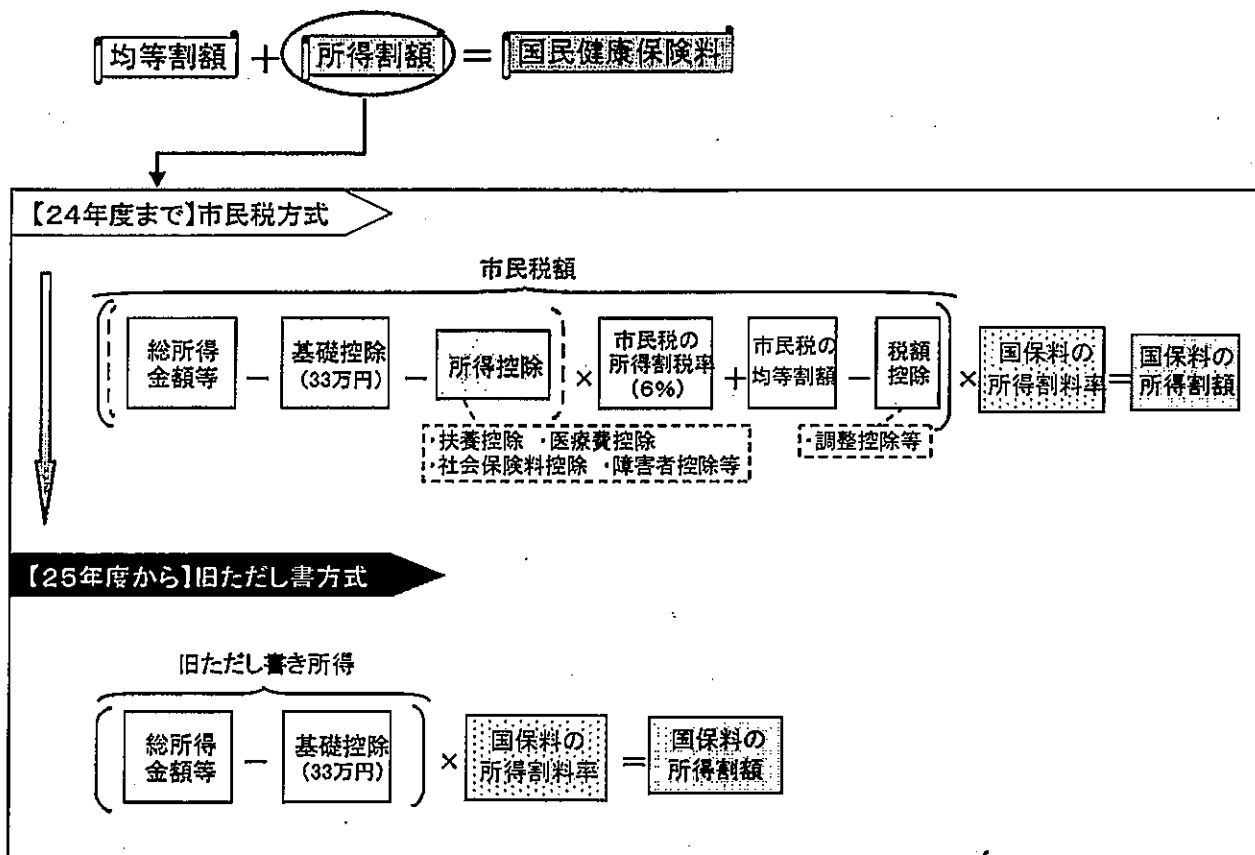
# 横浜市健康福祉局

29

### 資料① 旧ただし書方式移行の概要

国民健康保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額を賦課します。

このうち、「所得割額」の算定方式について、「市民税方式」から「旧ただし書方式」に一本化することが政令改正により定められました。



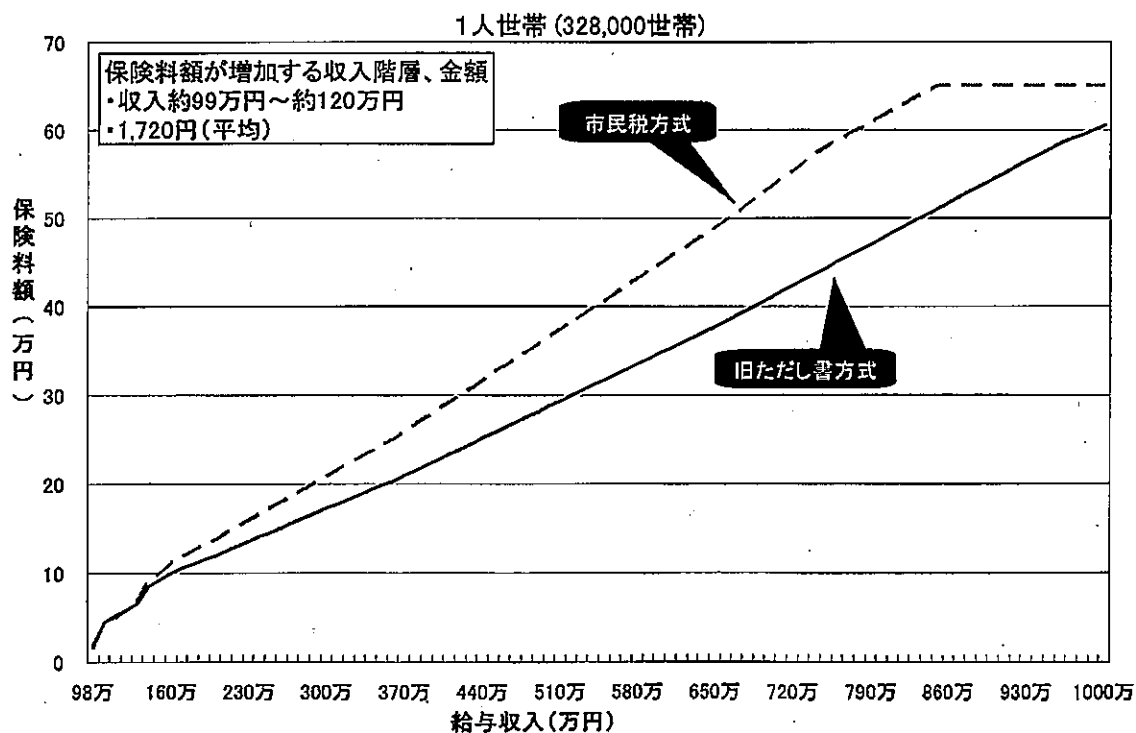
## 資料② 保険料への影響

算定方式変更による給与及び公的年金収入の場合の保険料の変化  
(医療分+支援分：1人世帯)

1人世帯 保険料 収入金額	給与収入			
	市民税方式 保険料	旧ただし書方式 保険料	保険料の 増減額	保険料の 増減率
980,000	16,020	16,020	0	0.00%
1,000,000	42,730	44,230	1,500	3.51%
1,500,000	99,860	92,310	-7,550	-7.56%
2,000,000	137,500	119,990	-17,510	-12.73%
2,500,000	172,780	146,170	-26,610	-15.40%
3,000,000	208,060	172,350	-35,710	-17.16%
3,500,000	243,340	198,530	-44,810	-18.41%
4,000,000	283,320	227,700	-55,620	-19.63%
4,500,000	324,480	257,620	-66,860	-20.61%
5,000,000	365,640	287,540	-78,100	-21.36%
5,500,000	406,800	317,460	-89,340	-21.96%
6,000,000	447,960	347,380	-100,580	-22.45%
6,500,000	489,120	377,300	-111,820	-22.86%
7,000,000	534,980	410,210	-124,770	-23.32%
7,500,000	580,020	443,870	-136,150	-23.47%
8,000,000	615,540	477,530	-138,010	-22.42%

\* 市民税方式の保険料は、社会保険料控除を収入の10%として算出。

\* 旧ただし書方式の保険料は、平成24年度の料率試算による算出。



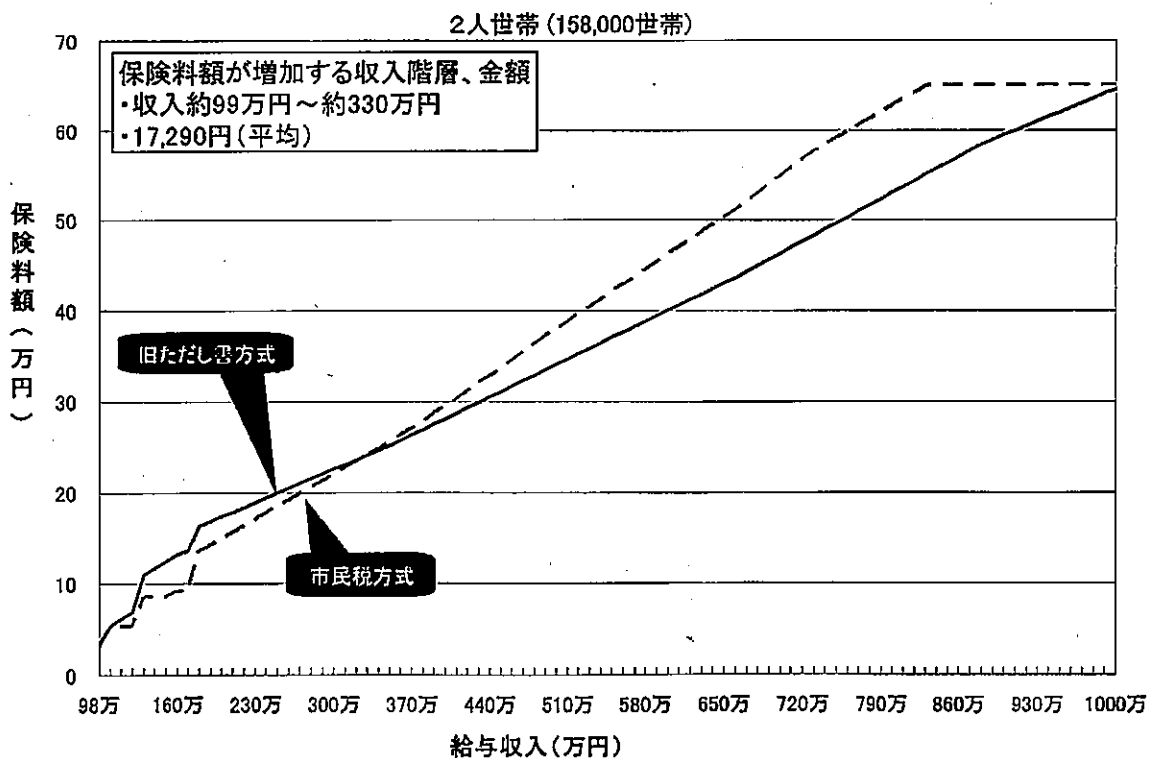


算定方式変更による給与及び公的年金収入の場合の保険料の変化  
(医療分+支援分：2人世帯)

2人世帯 保険料 収入金額	給与収入			
	市民税方式 保険料	旧ただし書方式 保険料	保険料の 増減額	保険料の 増減率
980,000	32,050	32,050	0	0.00%
1,000,000	53,420	54,910	1,490	2.79%
1,500,000	85,470	124,360	38,890	45.50%
2,000,000	149,160	173,410	24,250	16.26%
2,500,000	184,440	199,590	15,150	8.21%
3,000,000	219,720	225,770	6,050	2.75%
3,500,000	255,000	251,950	-3,050	-1.20%
4,000,000	295,000	281,120	-13,880	-4.71%
4,500,000	336,160	311,040	-25,120	-7.47%
5,000,000	380,260	340,960	-39,300	-10.34%
5,500,000	421,420	370,880	-50,540	-11.99%
6,000,000	462,580	400,800	-61,780	-13.36%
6,500,000	503,740	430,720	-73,020	-14.50%
7,000,000	549,600	463,630	-85,970	-15.64%
7,500,000	591,590	497,290	-94,300	-15.94%
8,000,000	627,110	530,950	-96,160	-15.33%

\* 市民税方式の保険料は、社会保険料控除を収入の10%として算出。

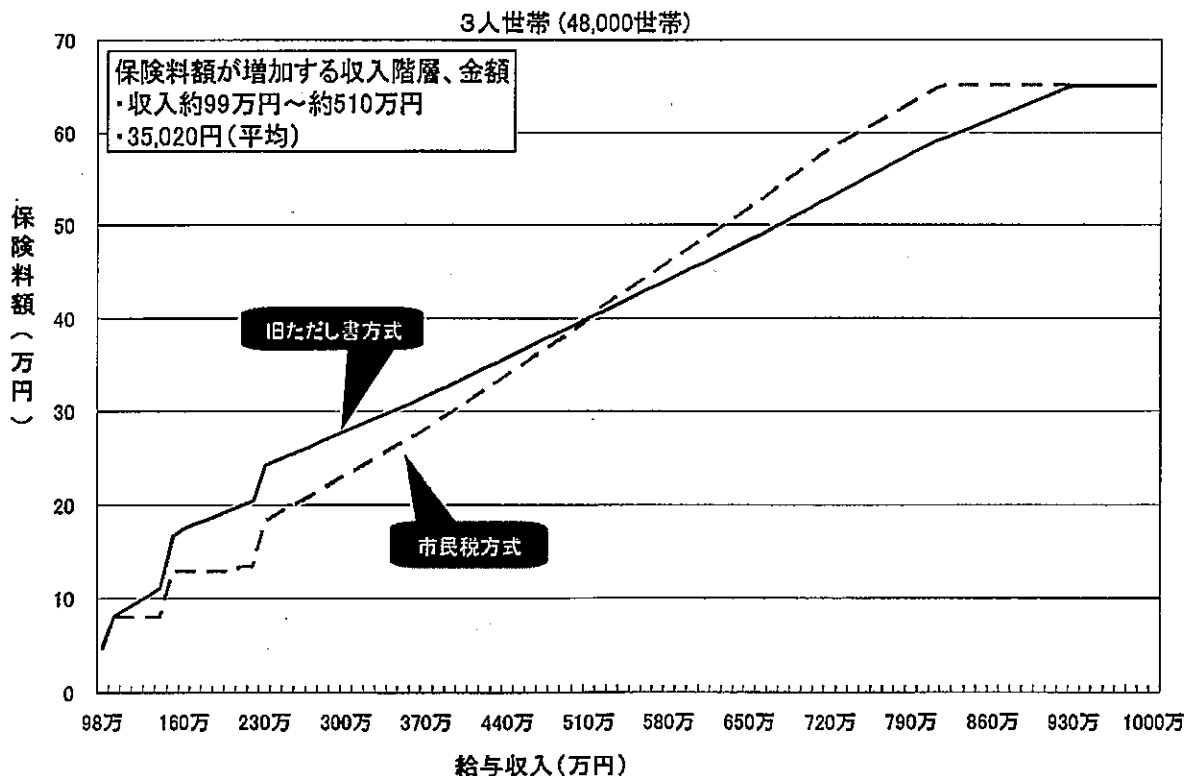
\* 旧ただし書方式の保険料は、平成24年度の料率試算による算出。



算定方式変更による給与及び公的年金収入の場合の保険料の変化  
(医療分+支援分：3人世帯)

3人世帯 保険料 収入金額	給与収入			
	市民税方式 保険料	旧ただし書方式 保険料	保険料の 増減額	保険料の 増減率
980,000	48,070	48,070	0	0.00%
1,000,000	80,120	81,620	1,500	1.87%
1,500,000	128,200	167,100	38,900	30.34%
2,000,000	128,200	194,780	66,580	51.93%
2,500,000	196,120	253,010	56,890	29.01%
3,000,000	231,400	279,190	47,790	20.65%
3,500,000	266,680	305,370	38,690	14.51%
4,000,000	306,660	334,540	27,880	9.09%
4,500,000	347,820	364,460	16,640	4.78%
5,000,000	388,980	394,380	5,400	1.39%
5,500,000	436,020	424,300	-11,720	-2.69%
6,000,000	477,180	454,220	-22,960	-4.81%
6,500,000	518,340	484,140	-34,200	-6.60%
7,000,000	564,200	517,050	-47,150	-8.36%
7,500,000	603,150	550,710	-52,440	-8.69%
8,000,000	638,670	584,370	-54,300	-8.50%

\* 市民税方式の保険料は、社会保険料控除を収入の10%として算出。  
\* 旧ただし書方式の保険料は、平成24年度の料率試算による算出。

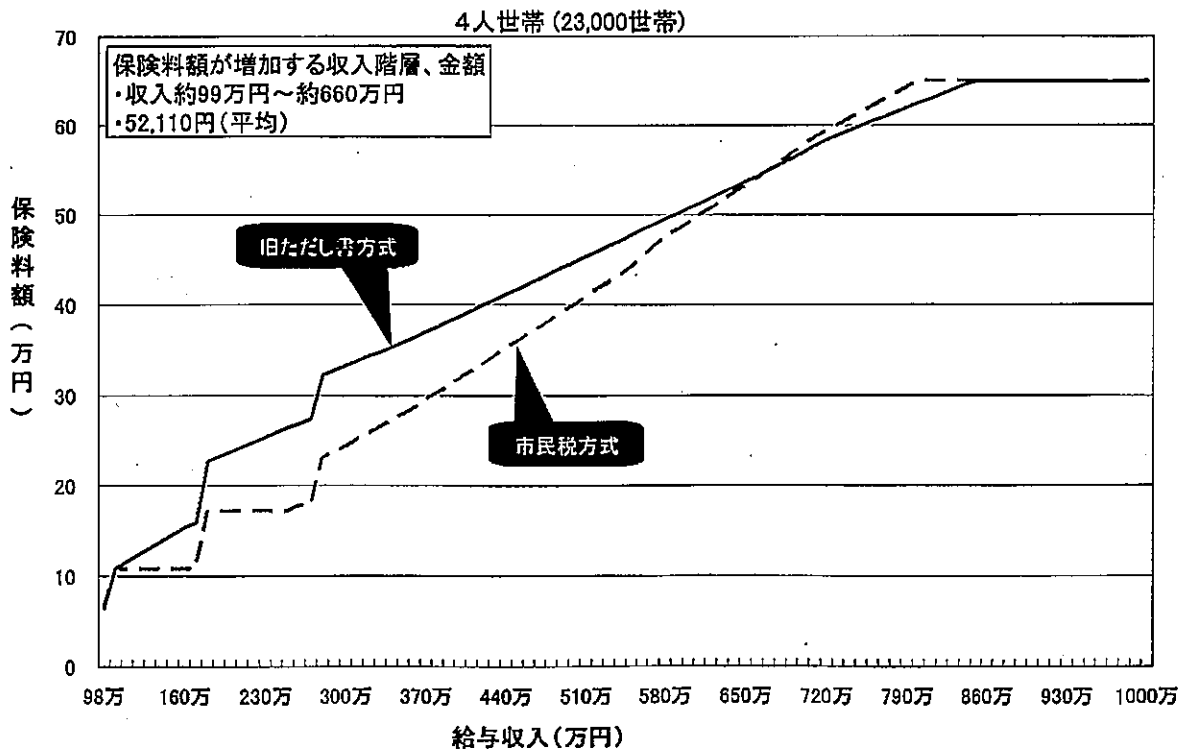


算定方式変更による給与及び公的年金収入の場合の保険料の変化  
(医療分+支援分：4人世帯)

4人世帯 保険料 収入金額	給与収入			
	市民税方式 保険料	旧ただし書方式 保険料	保険料の 増減額	保険料の 増減率
980,000	64,100	64,100	0	0.00%
1,000,000	106,840	108,330	1,490	1.39%
1,500,000	106,840	145,730	38,890	36.40%
2,000,000	170,940	237,510	66,570	38.94%
2,500,000	170,940	263,690	92,750	54.26%
3,000,000	243,080	332,610	89,530	36.83%
3,500,000	278,360	358,790	80,430	28.89%
4,000,000	318,340	387,960	69,620	21.87%
4,500,000	359,500	417,880	58,380	16.24%
5,000,000	400,660	447,800	47,140	11.77%
5,500,000	441,820	477,720	35,900	8.13%
6,000,000	491,800	507,640	15,840	3.22%
6,500,000	532,960	537,560	4,600	0.86%
7,000,000	578,820	570,470	-8,350	-1.44%
7,500,000	614,720	599,970	-14,750	-2.40%
8,000,000	650,000	625,530	-24,470	-3.76%

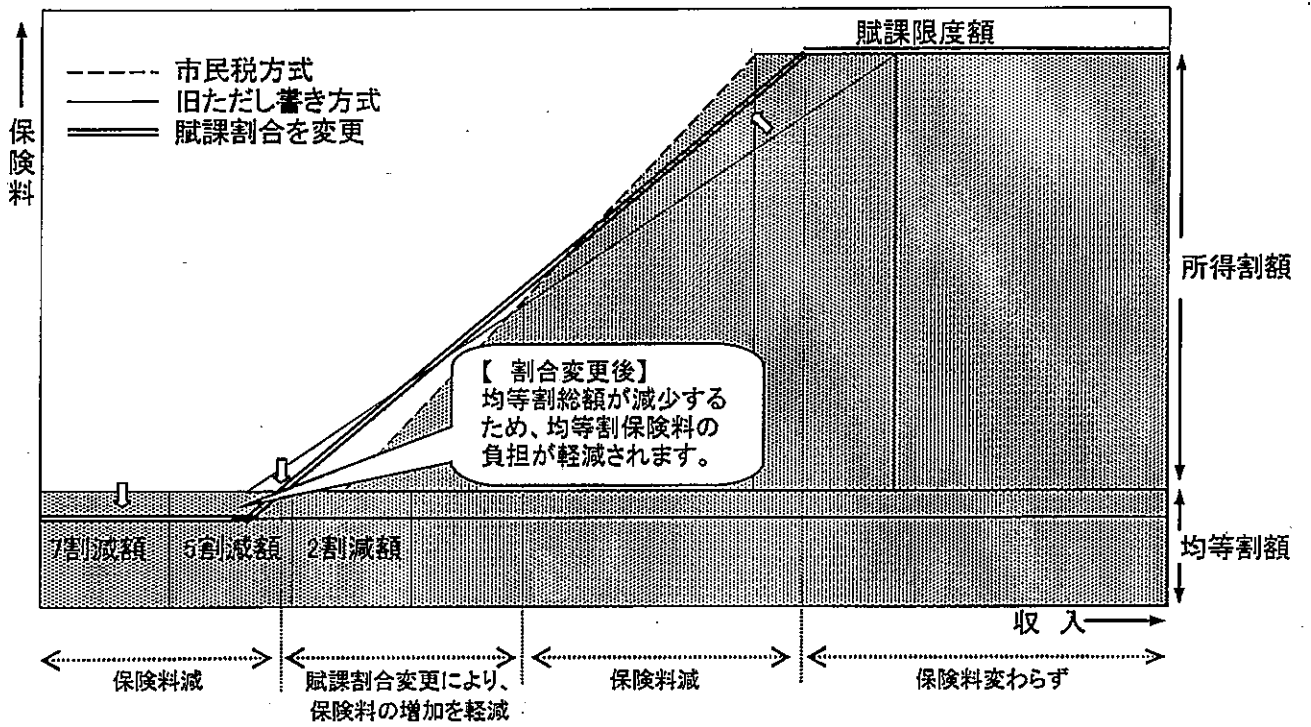
\* 市民税方式の保険料は、社会保険料控除を収入の10%として算出。

\* 旧ただし書方式の保険料は、平成24年度の料率試算による算出。



資料③ 賦課割合変更のイメージ図

(パワーポイント：No.23)



【効果】

- ①新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯の、保険料の増加幅を抑える。
- ②経過措置と同時に実施することで、激変緩和措置の効果が大きい。
- ③経過措置終了後の低所得者の負担軽減となる。